

平成31年度

# 白河市 三世代同居・近居支援事業

## 増改築リフォーム補助金

### \* 募集のご案内 \*

子世帯と親世帯が新たに始める目的で同居・近居するために持家の増改築リフォームをする場合に、費用の一部を助成します。

※近居：それぞれの住宅の敷地間の最短距離がおおむね2キロメートル以内にある異なる住宅に居住することまたは同一の共同住宅内の別住戸に居住することをいいます。

※近居は転居・転入を伴わない世帯の世帯員が所有しかつ居住していない住宅を、転居・転入が伴う世帯が利用し新たに近居を開始するために増改築リフォームする場合のみ対象です。

#### 申請期間

平成31年 4月15日(月)  
～  
平成32年 1月31日(金)

#### 補助金額

最大：45万円

住宅の増改築リフォームに要する費用

【補助対象経費の2分の1】 又は  
【補助基本額と各加算額の合計】 いずれか低い額

※申請期限は、上記期間内かつ工事完了後6ヶ月以内です。(同居開始後に申請が可能)  
※申請期間内に申込先着順で受け付けます。  
※申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがあります。

基本額	加算額		
	若年世帯	中心市街地居住	市内業者施工
30万円	5万円	5万円	5万円

### 対象者要件 (主なもの)

- 平成28年4月1日以降に子世帯・親世帯が転入又は転居により同居・近居を新たに始め、3年以上継続すること  
※増改築リフォームした住宅に三世代世帯全員の住民登録が必要  
※同居・近居する直前の住所に1年以上継続して住民登録をしていたことが必要
- 同居・近居をはじめる地域の町内会に三世代加入している又は加入する見込みがあること
- 子世帯が、18歳未満の子と同居していること  
※出産予定であり、出産以後に同居する予定の子も含む  
※18歳に達する日以後の3月31日までの間にある就労していない者を含む
- 三世代世帯全員が市税等を滞納していないこと
- 福島県多世代同居・近居推進事業等の補助を受けていないこと
- 三世代世帯全員が暴力団関係者でないこと

### 住宅要件・工事要件 (主なもの)

- 同居・近居している子世帯または親世帯の世帯員が白河市内に所有する住宅であること  
(いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をしたもの)
- 建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であること
- 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅の場合、耐震診断を終えたものであること
- 同居する子または親のいずれかが平成28年4月1日以降に契約(当初契約)した工事であること
- 住宅本体以外の工事は対象外(下記は例)  
・敷地造成、門、塀その他の外構に関する工事  
・家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置  
・物置、車庫等の設置等  
そのほか、国、県、市から住宅改修に関して他の補助等の対象となった工事も対象外  
※一戸建て住宅でもマンションでも対象となります。  
※併用住宅も対象ですが、補助対象となるのは住宅部分のみです。  
※過去に白河市三世代同居等住宅支援事業補助金を受けられた方の交付申請、「住宅取得補助金」と重複しての交付申請は出来ません。

## 申請方法

- ◎ 申請期間内に、申請書に必要書類を添えて、執務時間（土日祝日および12月29日～1月3日を除く、午前8時30分～午後5時15分）内に建築住宅課窓口へ直接提出してください。※庁舎では受付出来ません  
※郵送は受け付けません
- ◎ 申請書等は建築住宅課（市役所2階）で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。
- ◎ 同一の住宅について複数申請された場合には、全ての申請を無効とします。
- ◎ 申請日時点で要件の全てを満たしている必要があります。
- ◎ 下記の提出書類が全て揃っていない場合は受付が出来ませんのでご注意ください。（記入漏れにご注意ください。）
- ◎ 写し（コピー）が必要なものについては必ずコピー（写し）をお持ちください。（建築住宅課ではコピーをいたしません）

### ○申請時提出書類○

- ①白河市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請書
- ②案内図
- ③子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等
- ④子世帯及び親世帯全員の住民票
- ⑤納税証明書又はそれに代わるもの（申請者世帯に限る。ただし、同居の場合は全員分）
- ⑥誓約書
- ⑦同意書
- ⑧配置図、平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認出来る書類
- ⑨対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認出来る書類
- ⑩対象工事の契約書及び領収書の原本とその写し
- ⑪住宅の確認済証またはそれに代わるものの原本とその写し
- ⑫住宅の耐震診断を受けたことが確認出来る書類（昭和56年5月31日以前に建築された住宅に限る）
- ⑬前住所に継続して1年以上居住していたことを証明出来る戸籍の附表、住民票除票等
- ⑭母子健康手帳の原本とその写し（子どもが出産予定の子どものみの場合に限る）
- ⑮申請書類チェック表

申請時には申請書に押印された印鑑を必ずご持参ください

写し（コピー）を提出の書類も原本を確認いたしますので、原本を必ずお持ちください

## 手続きの流れ

① 事前相談 ◎補助対象要件、必要提出書類の説明等を行います。

- ◎本申請の窓口で要件や提出書類の確認を行ってください。
- ◎補助金を申請される際には本申請の1ヶ月前を目安に事前申込書を提出してください。
- ◎事前申込期間 平成31年4月8日（月）～平成31年12月27日（金）

② 申請

- ◎申請期間 平成31年4月15日（月）～平成32年1月31日（金）

③ 審査

- ◎書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。

④ 交付決定

- ◎交付決定の通知をお渡しします。

⑤ 請求

- ◎請求書に記入・押印の上、提出してください

⑥ 振込

- ◎請求を受け付け後、順次口座振込みにより補助金を交付します。
- ・不正があった場合は、既に補助金の交付を受けた場合であっても、その補助金を返還していただきます。
- ・交付決定後、3年以内に補助金の対象となった住宅に居住できなくなったときは、市長が承認した場合を除き、補助金を返還していただきます。

平成28年4月1日以降に

- ・工事契約
- ・工事完了
- ・新たに三世代同居
- ・全員の住民票異動済